

アーティスト等緊急支援事業 「アートでつなぐ未来プロジェクト」について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動の機会を失っている市内のアーティスト等による文化芸術活動を支援するとともに、市民の方々がイベント等に参加しなくても文化芸術に触れられる機会を創出します。

厳しい状況ではありますが、東アジア文化都市 2020 北九州では、このような文化芸術の取組みを通じて、地域の文化の灯を絶やすことなく、未来につなげていくことを目指します。

記

1 対象者

市内在住又は市内で主に活動する プロのアーティスト、クリエイター、スタッフ 等

※ ただし、グループの構成員の半数以上が市内在住であることが要件

2 対象作品

対象者自らが制作する未発表の3～10分程度の 動画作品

例) ダンス、楽器演奏、朗読、寸劇等のパフォーマンス

絵画、書道等のライブ制作

アニメーションやドキュメンタリー等の短編映像 等

3 支援内容

1人につき 5万円 を支援（1作品あたり 上限50万円）

※ 3密を避けるため、「1作品10人まで」の人員（グループ）で制作

4 スケジュール

5月21日 募集要項等公開

5月25日～ 募集開始・随時審査

※ 予算額に達した時点（500人程度）で終了

6月中旬～ 支給開始

5 募集要項等（下記 URL よりご確認ください）

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/26501380.html>

【問合せ先】

東アジア文化都市 2020 北九州実行委員会事務局
（市民文化スポーツ局東アジア文化都市推進室内）

担当：柳井（次長）、丸内（係長）

電話：093-582-2390 FAX：093-581-5755

アーティスト等緊急支援事業 「アートでつなぐ未来プロジェクト」募集要項

本事業への応募にあたっては、本募集要項、応募規約（別紙1）及びQ&A（別紙2）をお読みいただき、ご同意いただいた上で応募してください。

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の機会を失っている市内のアーティスト等による文化芸術活動を支援するとともに、市民がイベント等に参加しなくても文化芸術に触れられる機会を創出します。

厳しい状況ではありますが、東アジア文化都市 2020 北九州では、このような文化芸術の取組みを通じて、地域の文化の灯を絶やすことなく、未来につなげていくことを目指します。

2 概要

北九州市内でプロとして文化芸術活動に携わるアーティストやスタッフ等から、下記テーマにてWEB上で配信する動画作品を募集します。動画作品は、東アジア文化都市 2020 北九州の公式WEBサイト及び公式YouTubeチャンネル等で配信します。

なお、個人又は10人以内のグループで応募していただき、制作されたアーティストやスタッフの方等に出演料相当として、一人当たり5万円（税込み、作品あたり50万円を上限）をお支払いします。

【テーマ】

- ① 新型コロナウイルス感染症に最前線で立ち向かう医療や福祉従事者等にエール（応援の気持ち）を伝えるもの。
- ② 活動が制限されている市民等に対し、人と人との「つながり」を再認識させるもの、又は停滞感を払しょくするような「元気」や「勇気」を与えるもの。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために北九州市が策定した「あなたとあなたの大切な人を守る『5つの行動目標』」の啓発に資するもの。
(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/k333_00008.html)
- ④ その他北九州市のPRに資するもの。

3 募集期間

令和2年5月25日（月）～6月24日（水）

※予算額に達した時点（500人程度）で予告なしに締め切ることがあります。

4 応募資格

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動自粛を余儀なくされているプロのアーティスト等で、以下の要件をすべて満たす方を対象とします。

- (1) 音楽、演劇、舞踊、映像、美術、伝統芸能等の文化芸術分野で活動していること。
- (2) 過去1年以上継続してプロフェッショナル（主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持している方で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う方又は当該公演・展示の制作に携わっている方）として文化芸術活動を行っていること。
- (3) 北九州市在住であること又は北九州市内を主な活動拠点としていること。ただし、応募者の半数以上が北九州市在住であることを要する。
- (4) すでに北九州市内において活動実績があり、今後も継続して市内で活動を行う予定であること。

※次の方は対象外となります。

- ・文化芸術活動の実施にあたり、国又は地方公共団体が資本金又はこれに準じるものを出資している団体に所属している者
- ・暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者）

※グループの場合、参加者全員が上記の各号に該当することが必要です。

※同一人が複数の応募を行い、又は別に応募を行うグループの一員になることはできません。

5 応募方法

応募書類（別紙3）に必要事項を記入の上、下記の e-mail アドレスに送付してください。また、添付書類として、これまでの活動実績が分かる写真や過去のパンフレット、フライヤー等の資料（ただし、公式ホームページ等で確認できる場合は、応募書類にその URL を記載していただければ不要）をあわせて送付してください。

<送信先の e-mail アドレス>

cheerkitaqart@gmail.com

<e-mail の件名>

【応募】 アートでつなぐ未来プロジェクト（個人名又はグループ名）

<電話でのお問合せ先>

093-631-5700（平日 10 時～17 時の受付）

※個人又は 10 名以内のグループのどちらかで応募してください。

※グループとして応募する場合は、代表者を一人決め、その代表者が企画を応募してください。

6 対象作品

- (1) 応募者自らが作成したオリジナル作品であること。
- (2) 個人又は 10 名以内のグループが制作する、未発表の新作であること。
※グループで制作する場合、参加者全員が「4 応募資格」に該当することが必要です。
- (3) 動画作品は、5～10 分程度を目安とすること（最短でも 3 分以上、最長でも 30 分以内としてください。）。
- (4) 動画の撮影メディアは問いません。スマートフォン等で撮影したものでも可能です。
- (5) 絵画等の静止画をスライドショー等として制作する動画作品も可能です。
- (6) 提出作品のファイル拡張子は mp4 又は mov とします。
- (7) 動画の作成にあたっては、「3 密（密閉・密集・密接）」とならないように注意してください。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、作品上も「3 密」を避けたものとしてください。
- (8) 「東アジア文化都市 2020 北九州」のロゴマークを常時、動画内のどこかに表示してください。
- (9) 作品内での使用楽曲等の著作権等の権利関係については、応募者でご対応いただきます。なお、動画作品の配信は動画共有サービス「YouTube」を利用します。
「YouTube」では、一般社団法人著作権協会（JASRAC）と楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結しています。詳細については、「YouTube」にご確認ください。
- (10) 制作物等の販売活動を主な目的とするものや、宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの等は対象外となります。詳しくは応募規約（別紙 1）をご確認ください。
- (11) 作品の制作にあたっては、第三者の著作権、肖像権、プライバシーの権利を侵害することがないように注意してください。万が一、作品に関して第三者の権利の侵害が認められた場合、応募者本人がその責任を負うこととし、東アジア文化都市 2020 北九州実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び北九州市は一切対応しません。

【動画作品例】

- ・自身のパフォーマンス（ダンス、楽器演奏、朗読、寸劇等）
- ・絵画、書道等のライブ制作
- ・自身が携わった作品についての紹介、解説
- ・プロフェッショナルとしての専門分野についてのトーク
- ・アニメーションやドキュメンタリー等の短編映像 等

7 企画審査

応募書類到着後、次の基準により審査を行います。審査にあたり、企画の内容のためにお問い合わせさせていただくことがあります。

- (1) 募集要項及び応募規約に規定する要件を満たしているかどうか。
- (2) 現在の情勢に対応し、確実・適切に実施できるか（3密を回避する、社会的距離を保つ等の感染防止措置の手法等）。

8 審査結果

審査結果は、全ての応募者に対しeメールでお知らせします。

なお、審査内容については、お問い合わせいただいてもお答えできません。

9 作品の提出

- (1) 審査を通過した応募者は、結果通知後1か月以内に作品を制作し、結果通知に記載している指定の宛先にお送りください。
- (2) 作品提出後、内容を確認の上、動画を配信します。ただし、内容確認の結果、本募集要項及び応募規約（別紙1）に違反する事項が確認された場合は、動画を配信せず、出演料相当額についてもお支払いしないことがあります。
- (3) 動画配信後、出演料相当額として個人又はグループ構成員ごとに一人当たり5万円（税込み、作品あたり50万円を上限）をお支払いします。手続き内容は請求書を提出いただいた後、指定の口座にお支払いします。

10 その他注意事項

- (1) やむを得ない事情により、応募時からグループ構成員を変更等する場合は、事前に実行委員会まで連絡をお願いします。
- (2) 不可抗力の事故等による障害により、データファイルが開けない等の問題が生じた場合、実行委員会は一切の責任を負いません。
- (3) 実行委員会及び北九州市は、カメラ等の機材の貸し出し及び撮影等を行いません。
- (4) 本募集要項及び応募規約（別紙1）に定めがあるものを除くほか、必要がある事

項については別に定めます。

11 問合せ先

アートでつなぐ未来プロジェクト事務局（事務受託事業者：株式会社三角形）

電話：093-631-5700（平日 10 時～17 時）

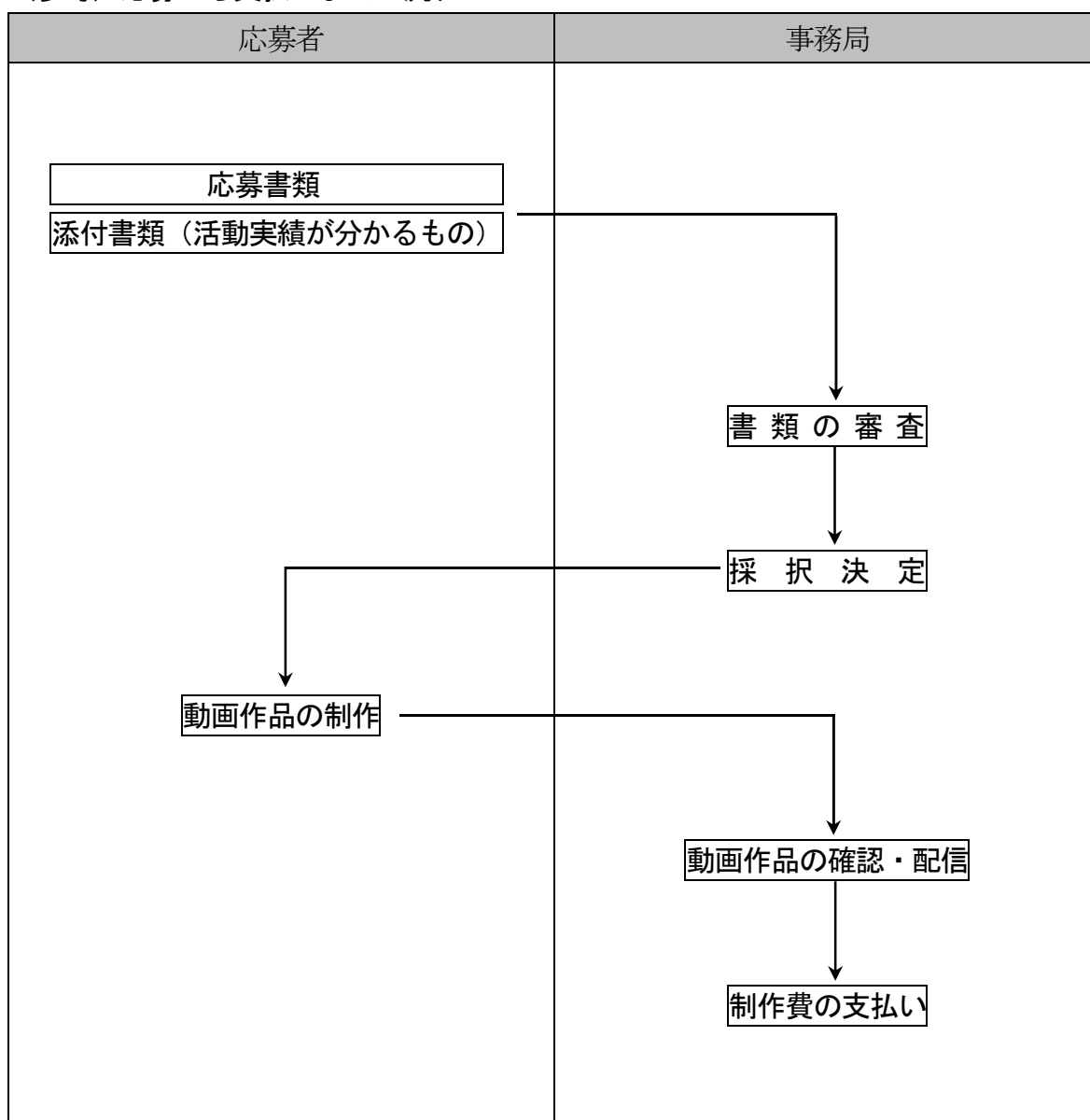
e-mail：cheerkitaqart@gmail.com

又は

東アジア文化都市 2020 北九州実行委員会

電話：093-582-2390

（参考）応募から支払いまでの流れ



アーティスト等緊急支援事業

「アートでつなぐ未来プロジェクト」募集要項

1 本事業の支援対象とならない作品

以下の内容を含む動画作品は対象となりません。

- (1) 第三者の肖像権やプライバシー、その他の権利及び財産等を侵害するもの。
- (2) 制作物の販売活動を主な目的とするもの。
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの。
- (4) 迷信、非科学的なもので、真実であると誤解を招く恐れのあるもの。
- (5) 虚偽の内容にも拘わらず事実として誤認させたり、錯誤を与えたりするもの。
- (6) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの。
- (7) 寄付やその勧誘を主な目的とするもの。
- (8) 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ及び応募者・関係者名を偽った応募等公序良俗に反するもの。
- (9) 日本国憲法、法律、政令及び条例等法令に違反するもの若しくは違反行為を煽るもの。

2 提出作品の権利及び使用について

- (1) 提出された応募作品の著作権は、応募者に帰属します。ただし、東アジア文化都市 2020 北九州実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び北九州市は、本事業及び東アジア文化都市 2020 北九州の広報、記録、報告等のために必要な範囲で、採択動画が無償かつ通知を要せずに無期限に利用することができるものとします。
なお、実行委員会及び北九州市の作品の利用にあたり、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (2) 配信環境等の制約により、解像度その他に補正を加える場合があります。
- (3) 応募書類に記載の「作品タイトル」「作品概要」「応募者一覧（氏名のみ）」等の情報は、東アジア文化都市 2020 北九州の公式 WEB サイト及び公式 YouTube チャンネル等での配信にあたり、作品紹介のため使用します。また、実行委員会及び北九州市において、本事業の広報等に利用させていただく場合があります。
- (4) 東アジア文化都市 2020 北九州の公式 WEB サイト及び公式 YouTube チャンネルに配信された後であれば、応募者が公表、販売等を行うことを妨げるものではありません。

3 個人情報の取り扱い

- (1) 応募用紙に記載され、実行委員会、北九州市及び事業運営を担う委託事業者により取得された個人情報は、北九州市の個人情報の保護に関する規定に則り、適正に管理いたします。
- (2) 本事業のアンケートや、東アジア文化都市 2020 北九州及び北九州市の事業の連絡をさせていただく場合があります。

4 その他

- (1) 作品について、第三者からの権利侵害、損害賠償請求等の主張又は請求があった場合は、応募者の責任と負担で解決するものとし、実行委員会及び北九州市は一切の責任を負いません。
- (2) 採否に関わらず、応募に係る費用については、全て応募者の負担とします。
なお、使用楽曲の著作権対応等も各自で適切に行ってください。
- (3) 動画共有サービス「YouTube」のコミュニティガイドラインを遵守してください。
- (4) 提出書類及び作品については、一切返却いたしません。
- (5) 応募書類の内容について、暴力団排除のため、関係する行政機関に照会を行います。
- (6) 出演料相当額の支払い後に、虚偽の申告等募集要項及び本規約の規定に違反していることが判明した場合は、支払った金額について返還を求めることがあります。
- (7) 応募後、連絡先や住所等を変更した場合は、速やかにご連絡ください。転居等により連絡先が不明な場合は、採択を取り消す場合があります。
- (8) 審査結果内容等に関するお問い合わせには、一切応じられません。

アーティスト等緊急支援事業

「アートでつなぐ未来プロジェクト」Q&A

＜対象者について＞

Q 1-1 対象者について、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動自粛を余儀なくされている」とあるが、活動を自粛せざるを得ないことについて証明書等の提出は必要ですか。

A 1-1 証明書等の提出は不要ですが、応募書類の「新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自身に関わる公演・展示等が中止・延期等になった事例」欄に、ご自身の活動への影響をできるだけ具体的に記載してください。

Q 1-2 募集要項に記載された分野しか対象にならないのですか。

A 1-2 文化芸術活動であれば、例示した分野以外も対象になります。なお、応募に当たっては、募集要項に定める以下の要件等を満たしていただく必要があります。詳しくは、募集要項をご確認ください。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動自粛を余儀なくされているプロのアーティスト等であること。
- ・過去1年以上継続してプロフェッショナル（主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持している方で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う又は当該公演・展示の制作に携わっている方）として芸術文化活動を行っていること。
- ・北九州市在住又は北九州市内を主な活動拠点としていること。
- ・すでに北九州市域において活動実績があり、今後も継続して活動を行う予定であること。

Q 1-3 プロのアーティスト等であることの要件は何ですか。どのように判断するのですか。

A 1-3 応募書類の「文化芸術活動の主な履歴」欄に記載された内容から、「過去1年以上継続してプロフェッショナル（主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持している方で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う方又は当該公演・展示の制作に携わっている方）として芸術文化活動を行っていること」であるかを判断しますので、できるだけ具体的に記載してください。

また、添付書類として、これまでの活動実績が分かる写真や過去のパンフレット、フライヤー等の資料（ただし、公式ホームページ等で確認できる場合は、応募書類にその URL を記載していただければ不要）をあわせて送付してください。

Q1-4 プロフェッショナルであることについて、文化芸術活動による収入を得ていれば、プロフェッショナルに該当しますか。

A1-4 プロフェッショナルについては、過去1年以上継続して、主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持している方で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う方又は当該公演・展示の制作に携わっている方となります。

Q1-5 「主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持している」とありますが、文化芸術活動による収入がどの程度を占めれば、プロフェッショナルに該当しますか。

A1-5 文化芸術活動による収入より他の活動（アルバイト等）による収入が多くても、アーティスト等としての活動を重点的に行っている方は該当します。

Q1-6 ピアノ教室や、書道教室等の収入により生計を維持している場合、応募することはできますか。

A1-6 主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持しているだけでなく、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う方又は当該公演・展示等の制作に携わっている方であることを対象者の要件の一つとしています。そのため、例えばピアノ教室等での指導だけでは、対象者とはなりません。

Q1-7 過去1年以上継続して、プロとして活動していなければならないとありますが、証明書等の提出は必要ですか。

A1-7 証明書等の提出は不要ですが、応募書類の「文化芸術活動の主な履歴」欄に直近3年以内の活動履歴について記載してください。当該記載から過去1年以上継続して活動していることを判断します。

Q1-8 直近1年間は、プロとしての活動を休止していました。この場合、対象になりますか。

A1-8 過去1年以上継続して、プロフェッショナルとして芸術文化活動を行っていることを対象者の要件の一つとしていますので、直近1年間において活動

をしていなかった方は原則として応募対象とはなりません。

Q 1-9 「北九州市内を主な活動拠点にしていること」の証明書等の提出は必要ですか。

A 1-9 証明書等の提出は不要ですが、応募書類の「文化芸術活動の主な履歴」欄に、北九州市内を主な活動拠点にしていることが分かるよう、公演・展示等の会場等を含め、できるだけ具体的に記載してください。

なお、全国や地域を巡回等する活動の中で、北九州市内で開催したことだけをもって、「北九州市内を主な活動拠点にしていること」には該当しません。

Q 1-10 「北九州市内を主な活動拠点にしていること」を満たせば、市外在住でも応募できるのでしょうか。

A 1-10 北九州市内を主な活動拠点としていても、個人で応募する場合は北九州市在住であること、グループで応募する場合は構成員の半数以上が北九州市在住であることが必要です。

Q 1-11 応募者の半数以上が北九州市在住であれば、残りの応募者は北九州市内を主な活動拠点にしていなくても応募できますか。

A 1-11 「北九州市在住であること又は北九州市内を主な活動拠点としていること」を要件としていることから、応募者の半数以上が市内在住であっても、残りの応募者については北九州市内を主な活動拠点としている必要があります。

Q 1-12 海外を主な活動拠点にしていますが、対象になりますか。

A 1-12 市内在住の方であれば、対象になります。

Q 1-13 外国人も対象になりますか。

A 1-13 市内在住又は市内を主な活動拠点にしているアーティスト等であれば、国籍は問いません。

Q 1-14 応募に当たり、年齢要件はありますか。

A 1-14 年齢要件はありませんが、過去1年以上継続してプロフェッショナルとして、文化芸術活動に係る収入を得ている方、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う方又は当該公演・展示の制作に携わっている方が対象となります。

Q 1-15 YouTube上で日ごろから活動を行っていますが、対象になりますか。

A 1-15 募集要項に定める要件を満たしていれば対象になります。ただし、本事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動を自粛せざるを得ないプロのアーティスト等を対象としています。また、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行っていること等も要件の一つとなっています。詳しくは募集要項をご確認ください。

Q 1-16 「国又は地方公共団体が資本金その他これに準じるものを出資している団体に所属している者」は対象外とのことですが、非常勤で出演したことがある者や助成金を受けたことがある者は対象外となりますか。

A 1-16 いわゆる常勤職員以外の、非常勤職員、非常勤講師、アルバイトとして従事している場合は対象外にはなりません。また、補助や助成を受けていても対象外にはなりません。

<対象作品について>

Q 2-1 過去に公演したことがある曲や演目を演奏等し、新作として応募することはできますか。

A 2-1 本事業用に新たに演奏等して動画作品を制作する場合は、応募が可能です。

Q 2-2 過去に制作した作品や公演した映像に解説を加えて編集しても対象になりますか。

A 2-2 未発表の新たな動画作品であれば、対象となります。応募書類の「企画内容」欄に新たな作品であることや、編集等で工夫する点等をお書きください。

Q 2-3 「制作物等の販売活動を主な目的とするもの」は対象外とありますが、動画で発表した作品は販売できないのですか。

A 2-3 販売を制限するものではありませんが、販売活動を主な目的とする作品は対象外となります。

Q 2-4 使用楽曲等の著作権関係の処理は、東アジア文化都市 2020 北九州実行委員会や北九州市等でやってくれますか。

A 2-4 著作権等権利関係については、応募者ご自身で対応いただきます。なお、応募作品の著作権は全て応募者に帰属します。

(参考)

動画作品の配信は動画共有サービス「YouTube」を利用します。YouTubeで

は、一般社団法人日本音楽著作権協会 団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）と楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結しています。詳細については、YouTube にご確認ください。

Q 2-5 企画のテーマや内容に指定はありますか。

A 2-5 募集要項及び応募規約に基づく要件を満たしていれば、指定はありません。応募書類の「作品概要」「その他」欄に、作品の内容やコンセプトが募集要項及び応募規約にあっているか、具体的にお書きください。

<応募について>

Q 3-1 同一人が複数の企画に応募することはできますか。

A 3-1 一人1件のみに限り応募することができます。なお、支払いの対象とはなりません。応募書類の「応募者一覧」欄に名前を記載せずに複数のグループに参加することはできます。

Q 3-2 グループで応募しようと思っていますが、個人毎に企画に応募する必要がありますか。

A 3-2 グループとして応募する場合は、代表者を一人決め、その代表者の方が申請してください。なお、応募書類にはグループ構成員全員（10名以内）の氏名等を記入していただきます。

Q 3-3 いくつかのグループから参加の誘いがきていますが、複数のグループに参加しても問題ないですか。

A 3-3 複数のグループに参加することはできますが、構成員（支払いの対象）になることができるのは1グループのみです。なお、支払いの対象とならない参加者を含む場合でも、3密を避けるため、10名以内で制作してください。

Q 3-4 募集要項上の対象者に該当しない人（市外在住で市内を主な活動拠点としないアーティスト等）が動画に出演又はスタッフとして参加することはできますか。

A 3-4 参加すること自体は可能ですが、対象者に該当しない方には、出演料相当は支払われません。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めていただくため、グループの人数は募集要項上の対象者に該当しない方も含めて10名以内にしてください。

Q 3-5 一人5万円をもらえなくてもいいので、12人のグループで応募してもいいですか。

A 3-5 本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めていただくことを前提としています。そのため、グループとして応募する場合でも、10名以内のグループに限らせていただきます。

なお、10名以内のグループであっても、動画作品の制作に当たっては、「3密」を避け、換気、手洗い、うがいを徹底する等、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めてください。

Q 3-6 応募書類の審査はどのような観点で行われるのですか。

A 3-6 審査は、募集要項及び応募規約に規定する要件を満たしているかについて行います。

Q 3-7 採択は先着順で決まるのですか。

A 3-7 先着順に審査を行いますが、審査に要する時間によって、採択のお知らせの順番は前後することがあります。

また、予算額に達した時点（500人程度）で予告なしに締め切ることがあります。

Q 3-8 審査にはどのくらい期間がかかりますか。

A 3-8 審査は、応募状況にもよりますが、応募をいただいてから順次速やかに進めてまいります。

<動画制作・配信について>

Q 4-1 応募内容と違う動画作品を提出することはできますか。

A 4-1 できません。なお、やむを得ない事情により、応募時から変更する場合は、事前に事務局まで連絡をお願いします。

Q 4-2 グループ構成員で集まって動画を撮影することはできますか。

A 4-2 動画作品の制作に当たっては、「3密」を避け、換気、手洗い、うがいを徹底する等、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めてください。

Q 4-3 動画中に自己の活動のPRを入れてもいいですか。

A 4-3 可能です。クレジットタイトルも表示していただいて差し支えありません。ただし、ご自身の活動の宣伝・告知が主な内容となる動画作品については、

対象外となる場合がありますのでご注意ください。

Q 4-4 グループの構成員は必ず動画に登場しなければならないのですか。

A 4-4 対象者には制作スタッフ等の方も含まれますので、動画作品中に登場しなくても差し支えありません。それぞれの専門領域を活かす形でご参加ください。

Q 4-5 「東アジア文化都市 2020 北九州」のロゴマークを常時、動画内のどこかで表示するとありますが、どうすればよいのですか。

A 4-5 事務局から提供させていただく「東アジア文化都市 2020 北九州」のロゴマーク（jpeg 形式）を、例えば動画の右上に表示する等、画面のどこかに常時表示していただくようお願いします。

Q 4-6 動画作品の制作に係る経費（撮影機材の購入・レンタル、会場費等）を補助してくれますか。

A 4-6 本事業は、プロのアーティスト等に出演費相当額を助成するもので、それ以外のかかる経費について補助は行いません。

Q 4-7 動画作品は、いつ頃配信されますか。

A 4-7 動画作品の内容確認後、できるだけ速やかに配信する予定です。

Q 4-8 動画作品は、どのような形で配信するのですか。

A 4-8 制作していただいた動画作品については、東アジア文化都市 2020 北九州の公式 WEB サイト及び公式 YouTube チャンネル等にて配信します。なお、配信に当たり、応募書類に記載の「作品タイトル」「作品概要」「応募者一覧（氏名のみ）」を作品紹介のため使用します。

Q 4-9 配信された動画作品を自分でも公表したり、販売したりすることはできますか。

A 4-9 東アジア文化都市 2020 北九州の公式 WEB サイト及び公式 YouTube チャンネルに配信された後であれば、ご自分で公表、販売等を行うことを妨げるものではありません。応募作品の著作権は全て応募者に帰属します。

<支払いについて>

Q 5-1 出演料相当の 5 万円について、源泉徴収はされますか。

A 5-1 本事業でお支払いする出演料相当は、源泉徴収の対象となります。5 万円

から、所定の税率により源泉徴収した金額をお振込振込みします。なお、一定の要件を満たす方については、確定申告により還付される場合があります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

Q 5 - 2 口座について、他人の口座や、事務所の口座を指定することはできますか。

A 5 - 2 応募者ご本人の口座へのお振込に限らせていただきます。

Q 5 - 3 グループの場合、各個人の口座ではなく、グループ代表者にまとめて支払ってもらうことはできますか。

A 5 - 3 グループの場合でも、グループ構成員各人の個人口座にお支払いさせていただきます。

Q 5 - 4 支払いはいつ頃行われますか。

A 5 - 4 動画作品の内容確認後、支払い手続きを経て6月中旬から順次お支払いする予定です。

<その他>

Q 6 - 1 次回の募集の予定はありますか。

A 6 - 1 次回の募集は、現在のところ、予定していません。

アーティスト等緊急支援事業
「アートでつなぐ未来プロジェクト」応募書類①

1. 応募者情報

フリガナ		フリガナ		
氏名又はグループ名		活動名(芸名)		
住所又は所在地	〒 -			
連絡先	電話番号			
	メールアドレス			
応募者一覧	フリガナ 氏名	生年月日	年齢	性別
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	

【チェックリスト】

- 上記の者について、暴力団などの反社会的勢力等に該当しないこと、及び申請した事業に反社会的勢力を一切関与させないことを誓約します。
- 暴力団排除の取組みのために必要な官公庁への照会を行うことに同意します。
- 応募者の半数以上が、北九州市内在住です。

アーティスト等緊急支援事業
「アートでつなぐ未来プロジェクト」応募書類③

3. 動画作品

フリガナ	
作品タイトル	
テーマ	
<p style="text-align: center;">作品概要 (200文字以内)</p> <p>※YouTubeに配信する際の説明文として使用します</p>	
<p style="text-align: center;">その他</p> <p>※上記「作品概要」以外に説明すべき事項があれば記載してください</p>	
<p style="text-align: center;">作品の撮影場所</p>	<input type="checkbox"/> 自宅
	<input type="checkbox"/> 自宅以外 (具体的に: _____)
<p>制作における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する取組み</p>	

- 作品内での使用楽曲等の著作権等の権利関係については、応募者で対応します。
- 上記の他、募集要項及び応募規約に記載された全ての事項を承諾し、応募します。

アーティスト等緊急支援事業
「アートでつなぐ未来プロジェクト」応募書類 記載要領

1. 応募者情報について

- (1) グループで応募の場合、代表者名も記載してください。
- (2) 個人で応募の場合、活動名（芸名）があれば、記載してください。
- (3) 「応募者一覧」には、代表者を含め、支払い対象となる全ての応募者の氏名等を記載してください。
- (4) 「チェックリスト」を確認の上、チェックを入れてください。

2. 活動内容について

- (1) 「応募者一覧」に記載した全ての応募者について、それぞれ作成してください。
- (2) 活動名（芸名）や所属団体があれば、記載してください。
- (3) 「主な活動分野」「主な専門領域」について、該当する者がいない場合、「その他」をチェックし、具体的に記載してください。
- (4) 「文化芸術活動の主な履歴」については、直近3年以内にプロとして携わった公演・展示などを記載してください。特に市外在住の方については、市内での活動履歴を中心に記載してください。
- (5) 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自身に関わる公演・展示などが中止・延期等になった事例」については、①いつ、どこで開催予定の公演・展示などが、②どのような理由で中止・延期等になったのか、また③応募者がその公演・展示などでの役割を担う予定だったのかを具体的に記載してください。
- (6) 「チェックリスト」を確認の上、チェックを入れてください。

3. 動画作品について

- (1) YouTube等で配信するため、「作品タイトル」「作品概要（200文字以内）」を必ず記載してください。
- (2) 作品を自宅以外で撮影する予定の場合は、その具体的な場所を記載してください。
- (3) 「制作における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する取組み」として、例えば3密を避けるための取組みなどを記載してください。
- (4) 「チェックリスト」を確認の上、チェックを入れてください。

4. その他

- (1) 応募書類については、③「その他」を除き、**全ての項目を記載**してください。記載漏れがある場合、修正を求めることがあります。
- (2) 添付書類として、これまでの活動実績が分かる写真や過去のパンフレット、フライヤー等の資料（ただし、公式ホームページ等で確認できる場合は、応募書類にそのURLを記載していただければ不要）をあわせて送付してください。

アーティスト等緊急支援事業
「アートでつなぐ未来プロジェクト」

個人で応募する場合であって、活動名（芸名）があれば記載してください。

1. 応募者情報

フリガナ	キタキユウガッソウダン（コクラタロウ）		
氏名又はグループ名	KITAG合奏団（小倉太郎）	活動名（芸名）	
住所又は所在地	〒 803 - **** 北九州市小倉北区〇〇町1-10-1		
連絡先	電話番号	080-****-****	
	メールアドレス	kitag***@gmail.com	
応募者一覧	フリガナ氏名	年齢	性別
	コクラ タロウ		歳 男
	小倉 太郎		
	ヤハタ ハナコ	昭和 54 年 12 月 25 日	40 歳 女
	八幡 花子		
	モジ ヨウコ	平成 1 年 8 月 11 日	30 歳 女
	門司 洋子		
	トバタ ジロウ	平成 10 年 6 月 14 日	21 歳 男
	戸畑 次郎		
		年 月 日	歳
	年 月 日	歳	
	年 月 日	歳	
	年 月 日	歳	
	年 月 日	歳	

グループで応募する場合、グループ名の後に代表者名を記載してください。

代表者も含め、対象者全てを記載してください。対象とならない方は記載してないください。グループの場合、10人以内での応募となります。

年号をドロップダウンリストから選択してください。

性別をドロップダウンリストから選択してください。

チェックリストを読んで、チェックを入れてください。

【チェックリスト】

- 上記の者について、暴力団などの反社会的勢力等に該当しないこと、及び申請した事業に反社会的勢力を一切関与させないことを誓約します。
- 暴力団排除の取組みのために必要な官公庁への照会を行うことに同意します。
- 応募者の半数以上が、北九州市内在住です。

アーティスト等緊急支援事業
「アートでつなぐ未来プロジェクト」応募書類②

2. 活動内容

※本書類は、応募者について、各自作成してください。

フリガナ	コクラ タロウ (フクオカ タロウ)	フリガナ	キタクユウガッソウダン
氏名・活動名 (芸名)	小倉 太郎 (福岡 太郎)	所属団体等	KITAG合奏団
主な活動分野 ※複数選択可	<input checked="" type="checkbox"/> 音 活動名 (芸名) がある場合は、氏名の後に記載してください。 <input type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> 伝統芸能		
主な専門領域 ※複数選択可	<input checked="" type="checkbox"/> 音楽家 <input type="checkbox"/> 俳優 <input type="checkbox"/> 作家 <input checked="" type="checkbox"/> 演出家 <input type="checkbox"/> 脚本家 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 制作 <input type="checkbox"/> キュレーター <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> その他 ()		
文化芸術活動 の主な履歴 ※プロとして関わった公演・展示など直近3年以内のもの	開催時期	会場	概要
	2020 年 1 月	パステルホール (北九州市・小倉北区)	演出家として「△△△」を主催
	2019 年 12 月	北九州芸術劇場 (北九州市・小倉北区)	チェロ奏者として「KITAG音楽祭」に出演
	2019 年 8 月	響ホール (北九州市・八幡東区)	演出家として「〇〇〇」を主催
	2019 年 1 月	パステルホール (北九州市・小倉北区)	演出家として「△△△」を主催
	2018 年 12 月	北九州芸術劇場 (北九州市・小倉北区)	チェロ奏者として「KITAG音楽祭」に出演
	2018 年 10 月	〇〇ホール (東京都)	チェロ奏者として「TOKYO音楽祭」に出演
	2018 年 8 月	響ホール (北九州市・八幡東区)	演出家として「〇〇〇」を主催
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自身が関わる公演・展示などが中止・延期等になった事例	<p>・2020年4月15日に北九州芸術劇場で開催される「KITAGアートフェスティバル2020」に招聘され、チェロを演奏する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で会場が使用不可となり中止となった。</p> <p>・2020年6月21日に響ホールで演奏会を主催予定であったが、開催が困難であるとの判断から、秋ごろに延期を検討している。</p>		

チェックリストを読んで、チェックを入れてください。

【チェックリスト】

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動を自粛せざるを得ないプロのアーティスト等に該当します。
- 過去1年以上継続してプロフェッショナル (主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持している方で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う方又は当該公演・展示の制作に携わっている方) として文化芸術活動を行っています。
- 北九州市在住又は北九州市内を主な活動拠点としています。
- すでに北九州市内において活動実績があり、今後も継続して市内で活動を行う予定です。
- 上記の他、募集要項に記載の「4 応募資格」を全て満たしています。

アーティスト等緊急支援事業
「アートでつなぐ未来プロジェクト」応募書類③

3. 動画作品

フリガナ	オンガクデツナグミライ	該当するテーマをドロップダウンリストから選択してください。
作品タイトル	音楽でつなぐ未来	
テーマ	②市民に「つながり」を再認識、「元気」「勇気」を与えるもの	
作品概要 (200文字以内) ※YouTubeに配信する際の説明文として使用します	市内で活動する「KITAQ合奏団」が、音楽を通して医療従事者など最前線で働く人や市民の方々が前向きな気持ちになれるようなプロモーション映像をお送りします。	
その他 ※上記「作品概要」以外に説明すべき事項があれば記載してください	新型コロナウイルス感染症の最前線で働く方々に音楽を通じてエールを送ります。また、我々アーティストのみならず、市民の方々も活動が制限される中、音楽に触れていただく機会を提供することで、少しでもリラックスして過ごしていただければと思います。	
作品の撮影場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外 (具体的に: ×××ホール(北九州市・若松区))	
制作における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・通常10人程度で演奏しているが、ソーシャルディスタンスを確保するため、今回の動画制作では3人での演奏とした。また、演奏者、撮影スタッフ以外は、会場内の立入を禁止する。 ・撮影スタッフはマスク着用とし、会場では換気、手洗い、うがいを徹底する。 	

自宅以外で撮影する場合、その場所を記載してください。

チェックリストを読んで、チェックを入れてください。

- 作品内での使用楽曲等の著作権等の権利関係については、応募者で対応します。
- 上記の他、募集要項及び応募規約に記載された全ての事項を承諾し、応募します。